

令和2年度第1回愛南町入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和2年9月1日（火）午後2時から 愛南町役場本庁 2階 第1会議室	
出席委員氏名	委員長 木下 尚樹（愛媛大学大学院理工学研究科准教授） 委員 増田 裕（税理士） 委員 青木 千之（元愛南町監査委員） 委員 山下 道和（元愛媛県建築住宅課長）	
審議対象期間	令和元年12月1日～令和2年6月30日	
抽出案件	総件数 8 件	（備考） 抽出の考え方 無作為に案件を抽出。（増田委員が案件を抽出。）
一般競争入札	5 件	
指名競争入札	0 件	
随意契約	3 件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	質問・意見	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

別紙

意見・質問	回 答
<p>議題1 平成30・令和元年度愛南町入札契約状況について</p> <p>・特になし</p> <p>議題2 抽出事業の審議について</p> <p>【随意契約】</p> <p>◇緊急遮断弁整備工事（広見既設改造）</p> <p>◇緊急遮断弁整備工事（城辺既設改造）</p> <p>・随意契約とした理由は何か？</p> <p>・既設工事だから随意契約としたのか。</p> <p>・随意契約であるが落札率が低い。</p>	<p>・当該施設の構造、機能等に精通している業者以外では困難であること。また精通した業者であるため短期間でより安価な価格で契約できる見込みがあること。設置工事を施工した業者以外が施工すると、不具合が生じたとき、故障の原因の特定が困難であること。以上により専門性のある特定の業者でないと請負うことが困難であることから随意契約とした。</p> <p>・既設装置のメーカー保証の条件に、メーカー以外が改造を行い、不都合を発生させた場合、一切の責任を負わないこととなっており、メーカー以外に施工させることは発注者、受注者ともにリスクが高いことから随意契約としている。また、新設工事は一般競争入札にて執行している。</p> <p>・本工事について、精通している業者であり、現場を熟知しているため見積もり金額を下げることができたのではないかと推測している。</p>

・愛南町契約事務規則第 27 条に、随意契約をするときは 2 者からの見積もりが必要であるが、各号のいずれかに該当する場合は 1 者から見積もりを徴することをもって、これに代えることができる。何号に該当するのか。

◇御荘中学校体育館暗幕カーテン吊替工事

・落札率が低い理由は何か。

・設計のもととなった参考見積と比較してどうだったのか。

・品質は問題なかったのか。

【一般競争入札】

◇R 元網代漁港漁村再生交付金工事(分割の 2)

◇R 元魚神山漁港海岸保全施設整備工事(分割の 2)

◇R 元水産物供給基盤機能保全工事(分割の 9)

◇R 元魚神山漁港海岸保全施設整備工事(分割の 3)

◇R 元水産物供給基盤機能保全工事(分割の 10)

・それぞれ分割工事の落札業者について教えてほしい。

・5号の契約の性質若しくは目的により相手方が特定される契約に該当する。

・同種工事の発注件数が毎年 1~2 件と少なく、業者の受注意欲が比較的高い工事であり、価格競争が激しいことから、低価格で応札されているものと推測している。

・参考見積と比較しても 5 割程度の金額であった。

・すでに工事は完了しており、施工及び品質ともに問題ない。

・分割工事の落札者については、事業所が施工場所に近い地元業者が落札している傾向にある。理由としては、移動等のコスト削減により応札金額を抑えることができ、地元調整等、工事に対する理解が得られやすいことから受注意欲が高かったと考えられる。

<ul style="list-style-type: none"> ・工種が一緒に発注時期が異なる分割工事は一連の工事であるのか。 ・発注時期が同じで分割工事としている理由は工種の違いからであるのか。 ・予算額と設計額に大きな隔たりがあるが、どのような理由か。 ・入札参加業者が2者や3者と少ない理由は。 ・1億円以上の工事において施工計画型で実施しなかった理由はなにか。 <p>議題3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	<ul style="list-style-type: none"> ・一連の工事ではあるが、国庫補助事業であるため、国の交付決定の時期の違いから分割して発注している。 ・その通りである。 ・分割事業が同じ予算内で執行されており、それぞれの分割工事の設計金額の合計が予算額となる。 ・海岸・漁港工事は船舶を利用するなど特殊な工事であるため、施工条件が厳しく、採算性等を考慮したことから、応札者が少なかったと推測している。 ・工事内容がブロック制作や捨石工であり、施工計画を含む技術提案を評価することが適当でないと判断し、実績確認型にて執行した。
--	---